

# 社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 行動計画期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

## 2. 行動計画内容

目標： 育児休業取得を希望する女性職員の取得率100%を継続。

### <対策>

○平成28年11月～

男性職員も含め育児休業が取得できることを全職員に周知するとともに、取得希望者の個別相談に対応する。

また、育児休業期間中の代替職員の確保に努める。